

「嵐山町立玉ノ岡中学校 いじめ緊急対策マニュアル」

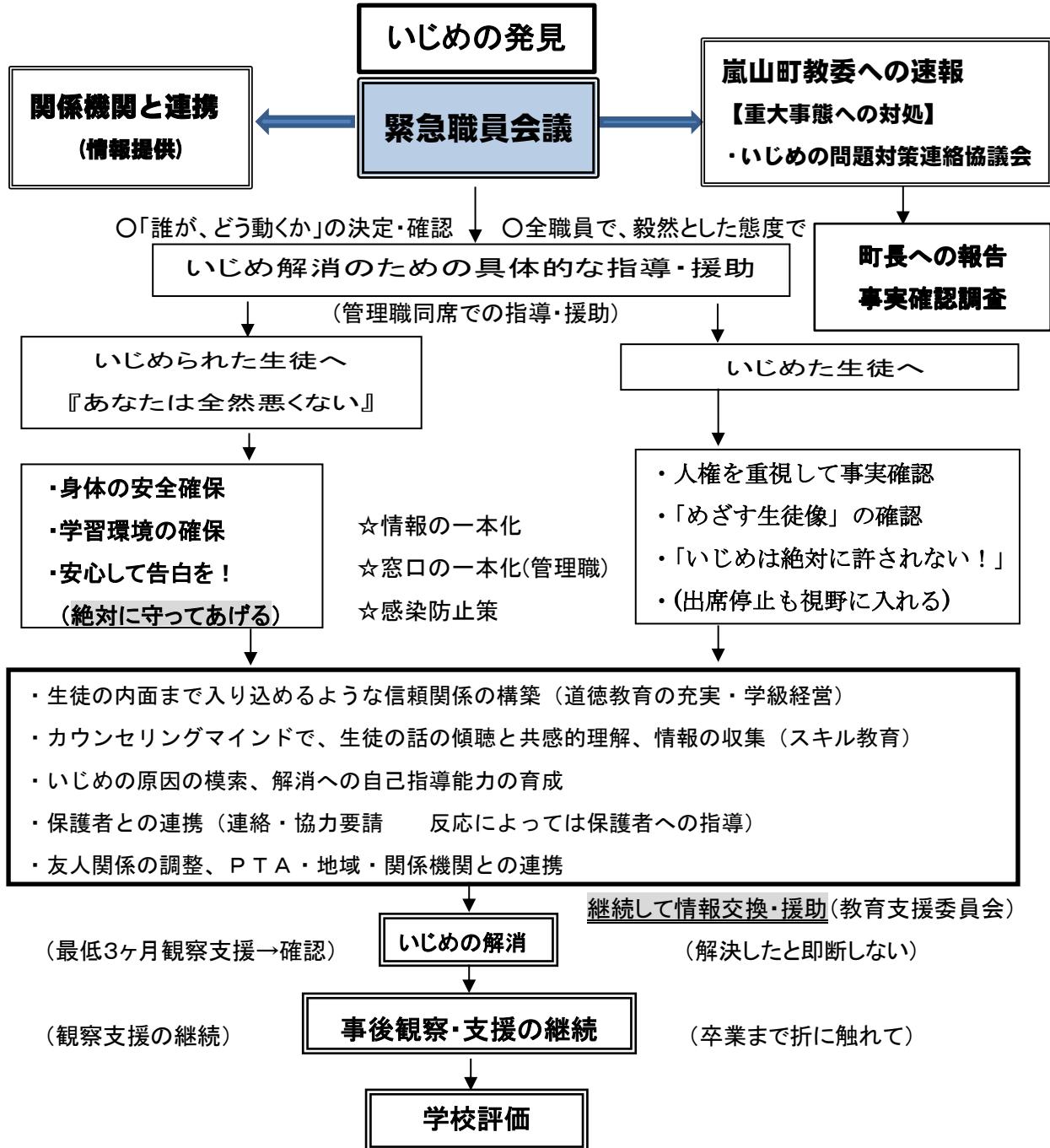
◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない

※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努める。